

昭和33年

秘 (指定統計第23号) 商業調査票丙

連番欄 (区市郡単位) 1 2 一連番号

記入にあたっては裏面の記入注意を必ず参照して下さい。欄は区市町村で記入して下さい。欄は都道府県で記入して下さい。欄は記入しないで下さい。通商産業省

都道府県名 1 商店名 (電話局番) 2 商店所在地 都道府県 市郡 区町村 番地 3 経営組織 該当するものの番号を 1 法人 2 個人 ○でかこんで下さい。 備考 4 従業者数 1 個人事業主 2 家族従業者 3 会社団体の有給役員 4 常用労働者 5 1から4までの合計 6 臨時・日雇の労働者 (昭和33年7月1日現在) 5 商品 昭和32年7月1日から 昭和33年6月30日まで 十億 億 千万 百万 十万 万 千円 年間の販売額 申告者の記名および押印 調査員押印 区市町村吏員押印 区市郡名 区市町村番号 調査区番号 3 4 5

1. この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって個々の調査票は、徴税その他直接申告者に利害関係を生ずるような目的には使用しません。この調査は、統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)に基づき指定統計調査であり、内容その他に申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合、この調査の事務に従事するものが調査の内容を他に明らかにした場合等は、同法によって処罰されます。

通商産業省保存用

記入注意

I 一般事項

- 1 調査票の記入事項は、青インクまたは黒インクを用いて明瞭に記入して下さい。金額欄は千円単位(千円未満は四捨五入)となっているので行違いのないように注意して下さい。 2 調査の時期に休業中のものでも、この調査票を提出して下さい。休業の場合は商店名、所在地およびもし可能であれば従業者数を記入し、備考欄に休業した時期を記入して下さい。

II 調査事項

4 従業者数

従業者数は個人事業主、家族従業者、会社団体の有給役員、常用労働者、臨時・日雇の労働者の区分にしたがって昭和33年7月1日現在の人員を記入して下さい。ただし、それが不可能な場合には、もっとも近い給与締切日現在の在籍数を記入しても差支えありません。また長期欠勤者で1ヵ月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍しても含めないで下さい。

- (1) 事業主とは、個人(法人格のない組合を含む)経営の商店の主人であってこの店の実際の業務に従事しているものをいいます。したがって、名儀だけの事業主であって実際にはこの店の業務に従事していないものは含めないで下さい。 (2) 家族従業者とは、事業主の家族(生計を共にしている同居の親族を含む)であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。したがって、主として家事に従事している者は含めないで下さい。 (3) 会社および団体の有給役員とは、会社にあつては社長、取締役、監査役等の重役をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者に限るので、同一企業に属する他の店の業務に主として従事している重役、役員等は含めないで下さい。 (4) 常用労働者とは、30日以上期間を定めて雇われている者をいいます。なお、前2ヵ月の各月において18日以上または前6ヵ月において通算して60日以上雇われた臨時・日雇の者も常用労働者となります。また店の仕事と家事の両方に従事している女中、下男等は常用労働者として記入して下さい。ただし、男中、下男等は家事に従事している女中、下男等は記入しないで下さい。(臨時・日雇の労働者の場合も同じ) (5) 臨時・日雇の労働者とは30日未満の期間を定めて雇われた者および日々雇われる者をいいます。したがって臨時に雇われた労働者であっても、(4)の条件に適合する者は、常用労働者とみなして下さい。

5 商品年間販売額

- (1) 掛売代金は販売額の中に算入して下さい。 (2) 販売額には物品税および遊興飲食税の全額を含めて記入して下さい。 (3) 飲食料品等の商品を販売した場合は、その販売額を含めて下さい。 (4) この店が受け取ったサービス料は販売額に含めて下さい。

◎ 都道府県および区市町村に対する注意

1 番号のつけ方

イ 区市町村番号(都道府県で記入して下さい) 区市町村番号は、各都道府県で通常用いている区市町村の行政序列により一連番号をつけて下さい。

ロ 調査区番号(区市町村で記入して下さい) 調査区番号は、各区市町村において当該区市町村内の調査区に一連番号をつけて下さい。

2 区市町村における調査票の取扱い方

イ 調査票丙は「通商産業省保存用一黒インク刷り」および「都道府県保存用一青インク刷り」をそれぞれ同じ枚数ずつ調査員に配布して下さい。

ロ 調査票丙にはあらかじめ区市郡名を記入して調査員に配布して下さい。

ハ 調査員から受理した調査票丙については、準備調査名簿とのつき合わせ検査を行い、誤りがあれば訂正し、調査区番号を記入の上所定欄に主任者が押印して下さい。

ニ 調査票丙は都道府県に8月1日までに提出して下さい。